

答申の概要

諮問第 141 号 障害児教育等関係文書の部分開示決定に対する異議申立て

件名	障害児教育等関係文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	障害児教育等関係文書
非開示理由	条例第 7 条第 2 号、第 11 条第 2 項（文書不存在）
実施機関	教育委員会（教育総務課）
諮問期日	平成 17 年 2 月 25 日
主な論点	処分書等に記載された情報を個人情報として非開示とすることが妥当か。 請求文書を保有しているか。 公文書の特定は正しく行われたか。

審査会の結論

静岡県教育委員会は、次のとおり決定すべきである。

- (1) 「教員処分に係る文書一式（平成 14 年、15 年、16 年、免職、停職分のみ）」の開示請求に対して、「処分書」及び「処分事由説明書」を特定し、部分開示とした決定については、「職員事故等報告書」、「事情聴取報告書（高校、盲・聾・養護学校）」、「事情聴取記録（小中学校）」及び「市町村教育委員会内申書」を対象として、改めて開示決定等をすべきである。
- (2) 「特別支援教育コーディネーターを学校の公務として位置づけている学校名、コーディネーターの氏名、障害児教育の経験、その活動内容が記載されている文書」の開示請求に対して、不存在として非開示とした決定については、「学校要覧」を対象として、改めて開示決定等をすべきである。
- (3) 「巡回相談を実施している教師、専門家の専門性に係る資格、職業、経験年数」の開示請求に対して、「巡回指導実施報告書」を特定し、部分開示とした決定については、「履歴書」を対象として、改めて開示決定等をすべきである。
- (4) 「平成 15 年度特別支援教育推進体制モデル事業中間報告書」に記載された調査研究運営会議の委員の氏名及び所属・職名については、開示すべきである。
- (5) 「静岡県障害児（者）支援連携協議会（記録）」に記載された静岡県障害児（者）支援連携協議会の委員の姓は、開示すべきである。

審査会の判断

1 条例第 7 条第 2 号該当性について

- (1) 「処分書」、「処分事由説明書」

実施機関は、被処分者の所属及び氏名並びに処分の事由のうち個人の権利利益を害するおそれがある部分を非開示としたので、これらが条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当するか検討する。

被処分者の所属及び氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報である。そして、被処分者の所属及び氏名を公にする慣行は存在しないので、同号ただし書アに該当しない。また、職務の遂行に係る情報ではないので、同号ただし書ウにも該当しないし、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。したがって、条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当する。

処分の事由のうち実施機関が個人の権利利益を害するおそれがあるとして非開示とした部分について、当審査会で見分したところ、非開示部分には、被処分者の起こした事件の被害者の氏名、事件の発生した市町村名、場所、日付等の情報が記載されていた。被害者の氏名はもとより、事件の発生した市町村名、場所、日付等の情報も被害者の特定につながる情報である。したがって、非開示部分は、条例第 7 条第 2 号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、条例第 7 条第 2 号の非開示情報に該当する。

- (2) 各教諭の「履歴書」

実施機関は、全部を非開示としたので、これが条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

履歴書に記載された職員の氏名（改姓した場合は旧氏名と改姓年月日）、性別、生年月日、本籍地、現住所、学歴、資格及び職歴は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報である。そして、このような職員個人の履歴を公にする慣行は存在しないので、同号ただし書アに該当しない。また、職務の遂行に係る情報ではないので、同号ただし書ウにも該当しないし、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。したがって、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(3) 「巡回指導実施報告書」

実施機関は、学習相談員の氏名、印影及び住所、実施内容・結果のうち特定の個人を識別することができる部分並びに相談員の意見・感想のうち特定の個人を識別することができる部分を非開示としたので、これらが条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

学習相談員の氏名、印影及び住所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であり、ただし書のいずれにも該当しない。したがって、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

また、実施内容・結果及び相談員の意見・感想のうち実施機関が特定の個人を識別することができるとして非開示とした部分について、当審査会で見分したところ、非開示部分には、児童生徒の氏名、氏名の頭文字、性別、学年、学級等の情報が記載されていた。したがって、非開示部分は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(4) 「平成15年度特別支援教育推進体制モデル事業中間報告書」

実施機関は、調査研究運営会議の委員のうち公務員以外の委員の氏名及び所属・職名を非開示としたので、これらが条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

調査研究運営会議の委員の氏名及び所属・職名は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報である。

しかし、調査研究運営会議は、誰でも傍聴することができたというのであるから、委員の氏名及び所属・職名は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。したがって、調査研究運営会議の委員の氏名及び所属・職名は、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

(5) 「静岡県障害児（者）支援連携協議会（記録）」

実施機関は、静岡県障害児（者）支援連携協議会で発言した委員のうち6名の委員の姓を非開示としたので、これらが条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

静岡県障害児（者）支援連携協議会の委員の姓は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報である。

しかし、静岡県障害児（者）支援連携協議会は、誰でも傍聴することができたというのであるから、委員の姓は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。議事録において発言内容と結びついた形で記載された姓を公にすると、特定の委員が発言した内容が公になるが、静岡県障害児（者）支援連携協議会が公開で行われた以上、特定の委員の発言内容は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

したがって、静岡県障害児（者）支援連携協議会の委員の姓は、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

2 公文書の保有について

(1) 特殊学級関連文書

特殊学級は市町村立学校に設置されているものであるから、特殊学級に在籍する児童生徒に係る文書を保有しているとすれば市町村教育委員会であり、実施機関は特殊学級に在籍する児童生徒に係る文書は作成しておらず、また市町村教育委員会から取得していないため保有していないとの実施機関の説明は、合理的なものとして首肯できるものである。

(2) 軽度発達障害児関連文書

軽度発達障害児は、県立の盲・聾・養護学校の対象ではなく、市町村立学校の対象である。なぜなら盲・聾・養護学校は、軽度発達障害より重い障害児を対象としているからである。したがって、軽度発達障害児に係る文書を保有しているとすれば市町村教育委員会であり、実施機関は軽度発達障害児に係る文書は作成しておらず、また市町村教育委員会から取得していな

いたため保有していないとの実施機関の説明は、合理的なものとして首肯できるものである。

(3) 特別支援教育コーディネーター関連文書

一部の県立学校の「学校要覧」には、平成 16 年度に特別支援教育コーディネーターを公務として位置づけている内容が記載されている。

したがって、実施機関は、開示請求の対象として特定すべき文書として「学校要覧」を保有していると認められる。

(4) 個人情報収集説明文書

静岡県就学指導委員会へ提出する個人表を作成するのは、市町村教育委員会であって、実施機関は、市町村教育委員会から提出を受けている。したがって、個人表の作成に必要な個人情報を収集するに当たって、実施機関が保護者へ説明文書を配付することはないので、実施機関は、当該文書を作成しておらず、また市町村教育委員会から取得していないため保有していないとの実施機関の説明は、合理的なものとして首肯できるものである。

(5) 協定

実施機関は、静岡県警察本部及び各警察署等と障害児に関する協定等を取り交わしていない。したがって、実施機関と静岡県警察本部及び各警察署等の協定等の文書は作成していないため保有していないとの実施機関の説明は、合理的なものとして首肯できるものである。

3 公文書の特定について

(1) 「教員処分に係る文書一式（平成 14 年、15 年、16 年、免職、停職分のみ）」

「教員処分に係る文書一式（平成 14 年、15 年、16 年、免職、停職分のみ）」の開示請求に対して、実施機関は、「処分書」及び「処分事由説明書」を特定した。これに対して異議申立人は、それ以外の文書（「非違行為報告書」、「教育委員会意見書」、「校長意見書」、「本人申出書」等）についても、特定すべきであると主張しているため、この点について検討する。

この点について、当審査会で調査したところ、実施機関は、教員処分に係る文書として、本件処分で特定した「処分書」及び「処分事由説明書」のほかに、「職員事故等報告書」、「事情聴取報告書（高校、盲・聾・養護学校）」、「事情聴取記録（小中学校）」、「市町村教育委員会内申書」を保有していることが判明した。したがって、実施機関は、「処分書」及び「処分事由説明書」のほかに、開示請求の対象として特定すべき文書として「職員事故等報告書」、「事情聴取報告書（高校、盲・聾・養護学校）」、「事情聴取記録（小中学校）」、「市町村教育委員会内申書」を保有していると認められる。

(2) 「巡回相談を実施している教師、専門家の専門性に係る資格、職業、経験年数」

「巡回相談を実施している教師、専門家の専門性に係る資格、職業、経験年数」の開示請求に対して、実施機関は、「巡回指導実施報告書」を特定した。

この点について、当審査会で「巡回指導実施報告書」を見分したところ、「巡回指導実施報告書」には、巡回相談員の資格、職業及び経験年数は記載されていない。そこで当審査会で調査したところ、実施機関は、巡回相談員の資格、職業及び経験年数が記載された文書として「履歴書」を保有していることが判明した。したがって、実施機関は、開示請求の対象として特定すべき文書として「履歴書」を保有していると認められる。